

特別支援学校 小学部・中学部 総則

1 改訂の基本方針

- (1) 育成を目指す資質・能力の明確化
「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力
① 「知識・技能」
② 「思考力・判断力・表現力等」
③ 「学びに向かう力・人間性等」
- (2) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
(アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善)
① 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善
② 学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質を向上
③ 各教科等の特質に応じた「見方・考え方」
- (3) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進
① 組織的かつ計画的に教育活動の質を向上
- (4) 幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視
① 学びの連続性を重視した対応（多様な学びの場を踏まえた対応）
② 発達障害を含む多様な障害に応じた自立活動の指導を充実
③ 自立と社会参加に向けた教育の充実

2 改訂の要点

- (1) 学校教育法施行規則改正の要点
① 小学部3・4学年に「外国語活動」、第5・6学年に「外国語科」を新設
(視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者、病弱者である児童)
② 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において、児童の実態等を考慮の上、外国語に親しんだり、外国の言語や文化について体験的に理解や関心を深めたりするため、第3学年以上の児童に「外国語活動」を設けることができる。
③ 特別の教科道徳については、平成27年3月に改正
- (2) 幼稚部教育要領の改訂の要点
① 社会で広く共有されるように新たに前文を設けた。
ア 幼児期にふさわしい生活
イ 「社会に開かれた教育課程」の実現
② 幼児期における見方・考え方
- (3) 小学部・中学部学習指導要領の改訂の要点
① 「社会に開かれた教育課程」と学習指導要領を踏まえた創意工夫
② 学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実
- (4) 特別の教科 道徳に係る一部改正
① 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導ができる。
② 個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。

3 教育内容等の主な改善事項

- (1) 学びの連続性を重視した対応
① 「重複障害者等に関する教育課程の取り扱い※」について、子供たちの学びの連続性を確保する視

点から、基本的な考え方を規定。※当該学年の各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができることや、各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項を前学年の目標及び内容に替えたりすることができるなどの規定

- ② 知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理。その際、各部や各段階、幼稚園や小・中学校とのつながりに留意し、次の点を充実。

ア 中学部に二つの段階を新設、小・中学部の各段階に目標を設定、段階ごとの内容を充実

イ 小学部の教育課程に外国語活動を設定できることを規定

ウ 知的障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、相当する学校段階までの小学校等の学習指導要領の各教科の目標及び内容を参考に指導ができるよう規定

(2) 一人一人に応じた指導の充実

- ① 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である子供に対する教育を行う特別支援学校において、子供の障害の状態や特性等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実

ア 視覚障害：空間や時間の概念形成の充実

イ 聴覚障害：音声、文字、手話、指文字を活用した意志の相互伝達の充実

ウ 肢体不自由：体験的な活動を通じた的確な言語概念等の形成

エ 病弱：間接体験、類似体験等を取り入れた指導方法の工夫

- ② 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定

(3) 自立と社会参加に向けた教育の充実

- ① 卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うこと。

- ② 幼稚部、小学部、中学部段階からのキャリア教育の充実を図ることを規定。

- ③ 生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定

- ④ 障害のない子供との交流及び共同学習を充実（心のバリアフリーのための交流及び共同学習）

- ⑤ 日常生活に必要な国語の特徴や使い方〔国語〕数学を学習や生活で生かすこと〔算数、数学〕身近な生活に関する制度〔社会〕働くことの意義、消費生活と環境〔職業・家庭〕など、知的障害者である子供のための各教科の内容を充実

4 小・中学校学習指導要領の関連項目

(1) 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導〔総則解説：第3章第4節2〕

- ① 障害のある児童生徒などへの指導

ア 児童生徒の障害の状態に応じた指導の工夫・・・・・・・・・・〔総則：第1章第4の2の(1)のア〕

イ 特別支援学級における特別の教育課程・・・・・・・・・・〔総則：第1章第4の2の(1)のイ〕

(ア) 自立活動を取り入れる。

(イ) 実態に応じた教育課程の編成

ウ 通級による指導における特別な教育課程・・・・・・・・・・〔総則：第1章第4の2の(1)のウ〕

エ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用・・・・・・・・〔総則：第1章第4の2の(1)のエ〕

(2) 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携〔総則解説：第3章第5節2〕

- ① 学校相互間の連携や交流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔総則：第1章第5の2のイ〕

(3) 指導計画の作成と内容の取扱い〔小・中国語解説：第4章1〕

- ① 指導計画作成上の配慮事項

障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。

[共通] 特別支援学校 自立活動

1 目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基礎を培う。

「自立」：児童及び生徒がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮しよりよく生きていこうとすること。

「調和的発達の基盤を培う」

一人一人の児童又は生徒の発達の遅れや不均衡を改善する。又、発達の進んでいる側面をさらに伸ばすことによって遅れている側面の発達を促して、全人的な発達を促進すること。



2 改訂の要点

近年、特別支援学校に在籍する重複障害者の割合が増加傾向にあり、多様な障害の種類や状態等に応じた自立活動の指導の充実が求められている。また、発達障害を含めた障害のある児童生徒等が、特別支援学校だけでなく、小学校・中学校等においても学んでいることから、自立活動の指導の充実が求められている。

(1) 特別支援学校幼稚部教育要領、小・中学部学習指導要領

① 総則の教育課程の編成における共通事項

自立活動は学校の教育活動全体を通じて行うため、各教科等の指導と密接な関連を保つことが必要である。→「外国語科」「外国語活動」についても同様。

② 自立活動の内容

人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による生活上又は学習上の困難を改善・克服するために必要な代表的な要素 27 項目を 6 つの区分に分類・整理した。

ア 健康の保持「(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」項目追加

イ 環境の把握「(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること」

「(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること」下線部追加

③ 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

ア 作成について理解を促すため、作成手順の中に「指導すべき課題」を明確にすることを加え、各過程を整理する際の配慮事項が示された。

イ 児童又は生徒が自己選択や自己決定する機会を設けることで思考したり、判断したりすることができる内容を取り上げるよう示された。

ウ 個々の児童又は生徒が自立活動における学習の意味を、将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組める指導内容を取り上げるよう示された。

(2) 小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領

① 総則における特別な配慮を必要とする児童又は生徒への指導

特別支援教育に関する教育課程編成の基本的な考え方や、個に応じた指導を充実させるための教育課程実施上の留意事項などが一体的に分かるよう学習指導要領の示し方について充実が図られた。

② 特別支援学級における自立活動

特別支援学級において実施する特別の教育課程の編成に係る基本的な考え方の一つとして、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 7 章に示す自立活動を取り入れることが示された。

③ 通級による指導における自立活動

特別支援学校の自立活動を参考として具体的な目標や内容を定め指導を行う。その際には、効果的な指導が行われるよう各教科等との関連を図るなど、教師間の連携に努めることが示された。

※ 小・中学校等における障害に応じた特別の指導は、「障害による学習上又は生活上の困難を改善し、克服することを目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取扱いながら行うことができることとする。」とし、障害に応じた特別の指導の内容の趣旨を明確に規定した。

→ 単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級とは異なる目的で指導を行うことがないよう留意する。

④ 個別の指導計画等の作成

特別支援学級に在籍する児童又は生徒及び通級による指導を受ける児童又は生徒については、「個々の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し効果的に活用すること」が示された。

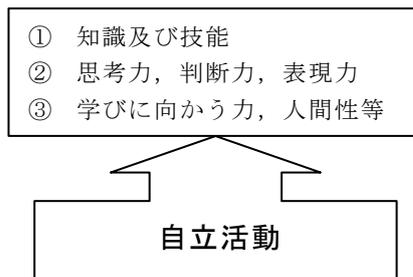
3 自立活動の意義と指導の基本

(1) 自立活動の意義

① 自立活動は三つの柱から整理されていない

今回の改訂は全ての資質・能力に共通する要素となる三つの柱〔①知識及び技能〕〔②思考力、判断力、表現力〕〔③学びに向かう力、人間性等〕を踏まえて目標や内容が整理されている。

しかし、自立活動は心身の調和的な発達の基盤に着目して指導するものであり、自立活動の指導が各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っている。



② 自立活動の教育課程上の位置づけ

特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域であり、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等の指導においても、密接な関連を図って行われなければならない。→ 障害のある幼児児童生徒の教育において教育課程上重要な位置を占めている。

(2) 自立活動の指導の基本

① 自立活動の指導の特色

個々の児童生徒の的確な実態把握に基づいて、指導すべき課題を明確にすることによって、目標や指導や指導内容が定められた個別の指導計画が作成されている。

また、自立活動は個別の指導形態で行われるが、目標を達成する上で効果的である場合には集団を構成して指導することもある。しかし、自立活動の指導計画は個別に作成することが基本であり、最初から集団で指導することを前提とするものではない点に十分留意することが重要である。

② 自立活動の内容とその取扱いについて

自立活動の「内容」は、各教科等のようにその全てを取り扱うものではなく、児童生徒の実態に応じて必要な項目を選定して取り扱う。27項目全てを指導するものではないことに十分留意する。

4 実態把握から具体的な指導内容を設定するまでのながれ

実態把握	①	障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心など	情報収集
	②-1	6区分に即して整理	
	②-2	学習上又は生活上の困難、学習状況の視点から整理	
	②-3	〇〇年後の姿から整理	
※指導すべき課題の整理	③	※ 整理した情報から課題を抽出	
	④	※ 中心的な課題を導き出す	
目標設定	⑤	課題同士の関係を整理し今指導すべき目標の設定	
必要項目選定	⑥	目標を達成するために必要な項目を選定	
項目間の関連づけ	⑦	項目と項目を関連付けるポイント（根拠）	
指導内容決定	⑧	具体的な指導内容を設定	

5 個別の教育支援計画の活用

個別の教育支援計画により教育的ニーズや長期的展望に立った指導や支援の方向性等を整理し、自立活動の指導計画に活用していく。また、自立活動の指導の成果が進路先でも生かされるように、個別の教育支援計画等を活用して関係機関等との連携を図るものとすることが示された。